

# 貸借対照表

令和6年3月31日

(単位：円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	4,485,962,849	3,704,331,480	781,631,369
有形固定資産	3,354,225,095	3,516,304,718	△162,079,623
土地	1,303,417,162	1,303,417,162	0
建物	1,847,080,981	1,966,406,214	△119,325,233
構築物	35,641,002	38,172,365	△2,531,363
教育研究用機器備品	114,471,326	152,574,692	△38,103,366
管理用機器備品	6,437,548	9,114,243	△2,676,695
図書	47,177,074	46,620,040	557,034
車両	2	2	0
特定資産	1,128,085,864	183,053,772	945,032,092
奨学金引当特定資産	1,128,085,864	183,053,772	945,032,092
その他の固定資産	3,651,890	4,972,990	△1,321,100
ソフトウェア	1,441,092	2,762,192	△1,321,100
電話加入金	231,868	231,868	0
保険積立金	1,772,930	1,772,930	0
出資金	10,000	10,000	0
敷金	196,000	196,000	0
流動資産	3,295,606,218	4,201,123,173	△905,516,955
現金預金	3,266,200,137	4,180,649,922	△914,449,785
未収入金	17,850,104	12,333,797	5,516,307
前払金	11,535,977	8,119,454	3,416,523
預け金	20,000	20,000	0
資産の部合計	7,781,569,067	7,905,454,653	△123,885,586

負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
固定負債		7,975,500	33,480,227	△25,504,727
長期未払金		0	2,487,183	△2,487,183
長期預り金		5,540,000	28,058,294	△22,518,294
退職給与引当金		2,435,500	2,934,750	△499,250
流動負債		479,146,418	549,297,461	△70,151,043
未払金		11,562,217	15,583,450	△4,021,233
前受金		462,367,609	528,854,014	△66,486,405
預り金		5,216,592	4,859,997	356,595
負債の部合計		487,121,918	582,777,688	△95,655,770
純資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
基本金		6,068,705,630	6,057,736,226	10,969,404
第1号基本金		6,010,705,630	5,999,736,226	10,969,404
第4号基本金		58,000,000	58,000,000	0
繰越収支差額		1,225,741,519	1,264,940,739	△39,199,220
翌年度繰越収支差額		1,225,741,519	1,264,940,739	△39,199,220
純資産の部合計		7,294,447,149	7,322,676,965	△28,229,816
負債及び純資産の部合計		7,781,569,067	7,905,454,653	△123,885,586

注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能額を計上している。

退職給与引当金

期末要支給額11,855,500円から岡山県私学振興財団よりの交付金相当額を控除した金額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法である。

(3) 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金、預け金に係る収入と支出は、相殺して表示している。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項はない。

3. 減価償却額の累計額の合計額

2,654,807,575 円

4. 徴収不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

該当事項はない。

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

0 円

7. 当該会計年度の末日において、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当事項はない。